

令和4年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会 議事録

- 1 開催日時 令和5年1月26日（木）13：30～16：15
- 2 開催場所 岩手県水産会館 5階 大会議室
- 3 会議次第 別紙のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>委員の皆様には御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回、岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、森林保全課の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、本日の資料を確認させて頂きたいと思います。事前にメールで送付させていただいておりますとおり、審議会次第と出席者名簿、それから資料ナンバー1、資料ナンバー2、資料ナンバー3でございます。</p> <p>なお、追加の資料として、お手元のテーブルの上に置かせていただいておりますけれども、一つが、林地開発許可制度の概要、右側に参考資料と書いたものです。資料は全部お揃いでしょうか。無い時は事務局にも予備ございますのでお申し付け願えればと思います。</p> <p>次に、部会の成立報告をいたします。部会運営規定第3条の4の規定によりまして、部会は部会委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。当部会の委員総数は5名でございます。本日、佐藤委員が欠席となっておりますが、過半数の4人の委員が出席されておりますので、部会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、岩手県農林水産部森林保全課総括課長から挨拶を申し上げます。</p>
総括課長	(挨拶)
事務局	<p>次に、本日の出席者を紹介させていただきたいと思います。</p> <p>部会長の伊藤幸男様でございます。部会委員の阿部知彦様でございます。同じく川村冬子様でございます。同じく横澤孝志様でございます。</p> <p>続きまして、事務局の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>森林保全課総括課長の安藤でございます。主任主査の佐々木でございます。主任主査の神成でございます。主任の高橋でございます。</p> <p>それでは次、議事に入る前ですけれども、今回初めて委員になられた方がいらっしゃると思いますので、少々時間をいただきまして、林地開発許可制度の概要について事務局から説明させていただきたいと思います。事務局説明をお願いします。</p> <p>(林地開発許可制度の概要説明)</p> <p>続きまして議事に入りますが、本部会の議長は、部会運営規定第3条2の規定によりまして、林地保全部会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>伊藤会長には議長席に御移動のうえ、議事の進行についてよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>去年は部会が開催されなかったので、久しぶりの開催になります。</p> <p>先ほど、総括課長さんからお話しがあったとおり、災害が増えていることと、林地開発制度の変更があるということで林地開発に関しての注目度や重要度が高まっているので、本部会の役割、これまでも増して求められていると思います。</p> <p>そういう意味で委員の皆様、積極的な御意見頂きながら御審議を頂きたいと思えます。</p> <p>本日は、長時間になりますけどもよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議長として議事の進行をさせていただきます。</p> <p>それでは、まずは次第の3報告事項「10ヘクタール未満の林地開発許可について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「10ヘクタール未満の林地開発許可について」御報告いたします。</p> <p>資料No.1を御覧ください。</p> <p>(資料No.1を説明)</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。</p> <p>それでは、次第の4の審議事項に移りたいと思えます。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議事項については、原則公開としますが、審議の過程において非公開とすべき事務・事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきますので、予め御了承をお願いします。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。令和4年12月27日付けで岩手県知事から意見を求められた審議事項、土石の採掘の変更による拡張が1件と、工場・事業場の設置、太陽光発電施設になりますが、新規案件が1件の計2件について、それぞれ事務局から説明ののち審議にかけたいと思えます。</p> <p>次第に基づきまして、審議事項の1件目からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「二戸市浄法寺町漆沢地内、土石の採掘に係る林地開発許可について」御説明いたします。</p> <p>資料No.2を御覧ください。</p> <p>(資料No.2を説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、御意見ををお願いいたします。</p>
川村委員	<p>川村です。</p> <p>質問させていただきます。資料2ページの一番上の申請概要の中で、計画期間が昭和52年から令和10年9月までということで記載されておりますけども、この終了の予定、令和10年9月19日を以ってこの場所からは土石の採掘事業は終了する、行わないということでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの期間に関しましては、採石法の認可期間に合わせておまして今、許可を受けているのが令和7年9月19日までですけれども、事業者の方で期間の延長により令和10年9月19日までを予定しております。その後、この期間が参りましたらまた原石の資源量にもよりますけれども、この場所で事業継続するというのを考えてございます。</p>
川村委員	<p>わかりました。そうしますとこの防災施設として、いくつか沈砂池や洪水調整池が設置されていて、また拡張を予定されているということなんですけども、令和10年以降ってということになれば、また新たな防災施設を計画するという、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>

事務局	そのようになります。
川村委員	わかりました。ありがとうございました。
議長	他にございませんか。
阿部委員	阿部です。5ページ目の審査基準(5)一般的事項、一番下のところの、同意等を受けているという隣接土地所有者など、これは、拡張のたびに説明会を開くなどされているのですか。あるいは同意書だけを更新しているような形になってますか。
事務局	地域住民に対する説明会に関しましては、毎年ですね、この地区の総会が3月に開催されておりまして、その中で、進捗状況等を説明しております。実際の同意が必要な方々に関しましては、別途改めて説明したうえで同意書を取得しているものでございます。
阿部委員	わかりました。ありがとうございました。
議長	他には、いかがでしょうか。
横澤委員	横澤孝志と申します。私、初めて参加させて頂くのでちょっとわからないので質問させていただきたいのですが、開発区域に木が立っていると思うのですが、この立木に関しては、ここで開発許可がおりれば、伐採届が必要なく伐っても良いという形になっているのでしょうか。
事務局	林地開発の許可地に関しましては、伐採届が無く伐採することが可能です。
横澤委員	その場合、ここにある残材、枝葉はどういった扱い、産業廃棄物扱いでしょうか。
事務局	枝葉に関しましては産業廃棄物として処理をしてございます。
横澤委員	林内放置ではなく、産業廃棄物として出すのでしょうか。
事務局	根株もございますので、一緒に産業廃棄物として処理していることが多いです。
横澤委員	ありがとうございました。
議長	その他、いかがでしょうか。無いということであれば、原案どおりの内容で許可することよろしいでしょうか。(各委員異議なし) それでは、御異議なしということで、林地保全部会としましては、原案どおり許可を可とすることといたします。 それでは10分間休憩に入ります。
議長	それでは、再開したいと思います。審議事項2件目について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「一関市萩荘字柵倉南地内、工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について」御説明いたします。 資料No.3を御覧ください。 (資料No.3を説明)

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの御説明に対して、何か御質問、御意見をお願いいたします。</p>
阿部委員	<p>申請者は Ichinoseki2 合同会社で、大阪の事業者さんのようですけども、これは親会社はお決まりになっているのでしょうか。</p> <p>また、これまでの太陽光発電の実績など把握してらっしゃるのか。それであるいは岩の崩落ですとか、地元との何らかのトラブルなど無かったか確認はされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>Ichinoseki2 合同会社というのは、実質、代表社員としましては、中川企画建設株式会社というところまでございまして、親会社と言っても、同じ中川企画建設株式会社の資金で実施するということになってございます。また、実績につきましては、中川企画建設株式会社は、日本国内で 22 箇所実績がございまして発電容量 800 メガワット、うち、100 メガワットが運転開始されているということで聞いてございます。</p>
阿部委員	<p>トラブルとかそういったことは、過去に何かあったというような状況ではないですね。</p>
事務局	<p>そういったものは聞いてございません。</p>
阿部委員	<p>7 ページの一関市長さんの括りのその他の文化財課のところ教えていただきたいんですけども、分布調査の対象となると、すでに一部は実施しているけども更に一部は再度、伐採終了後に調査を要します。ということなんですけども、分布調査というのは、何のための何の調査なんですか。</p>
事務局	<p>分布調査の中身につきましては、詳細まで答えられないのですが、現地で調査できる部分については調査したということで理解してございまして、埋蔵文化財包蔵地には該当していない。既存の資料から区域には該当していないですけども、その周辺を調査員の方が歩いて、昔、何かを行った地形であるのかとか、そういった調査を分布調査と聞いております。それで伐採して調査しなければならぬ所はまだ残っているということで理解しています。</p>
阿部委員	<p>そもそも伐採した後に、分布調査を改めてした時に、何か重要な物が見つかったという時は、どういう対応されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>見つかった時にはその指導に沿って、試掘調査というものに移行すると思います。それでその試掘調査で、また何か出てくるようなことになると、出てきたものに対して、それを保全しなければならない物なのかどうかということをお判断いただき、その後の調整になると思われまます。これまでの実績からすれば、太陽光発電を何回かやっていますが、埋蔵文化財で試掘調査もございまして、そういった保存しなければいけない所には、そこは除外して頂くとか、そのまま保全して切土・盛土を避け保護するとかそういった対応がとられています。</p>
阿部委員	<p>はい。ありがとうございました。</p>
議長	<p>他には、どうですか。はいどうぞ。</p>
川村委員	<p>お尋ねします。実はちょっと気になったのでグーグルマップで、この辺の様子を地図を見ていたんですけども、航空写真で。ちょっと間違いはないだろうと思うんですけど、さらに奥に、もうすでにメガソーラの発電所が開発中であるというふうには知ったんですけども、すでにここで審議されたものなのか、私が忘れていただけなのか、規模が小さくて該当しなかったのか、それと、今回の事業との関連性があるのかどうかというところを可能な範囲でお示し頂きたいです。</p>

事務局	<p>開発計画地の南西側に、太陽光発電施設がございます。そして、南西側の一番西側につきましては、10ヘクタール未満の林地開発許可地でございます。10ヘクタール未満ですので、ここは一関市の許可権限、権限移譲してございまして、一関市が許可している所でございます。そしてその隣につきましては、別事業者が開発しているのですけれども、そこが森林区域ではない、5条森林区域ではないという所で、許可は必要ないという所でございます。ちょっと農振法の方はもしかしたら何かあったかもしれませんが、森林法ではないということです。この隣が今回の計画地でIchinoseki2 合同会社なのですが、この三つの関係は、別事業者ということでございます。</p>
川村委員	<p>ちなみに、こちらは一関市の土地なのでしょうか。</p>
事務局	<p>一関市の土地はですね、今回の開発計画地です。隣は一関市では無かったような気がします。</p>
川村委員	<p>これをお尋ねした理由はですね、さっきちょっと雑談もしましたけれども、軽米町さんが町の事業として、大規模な再生可能エネルギー事業をやっているという事で、もしかして今回一関市さんは、市の土地をこのように賃貸契約を結んで事業者に使われるという事で、市としても事業の大きな計画と言いますか、そういったものが背景にあるのかなという風に思ってお聞きしました。</p>
事務局	<p>一関市には、そのような内容をお尋ねしてございまして、軽米町みたいに、農山漁村再生可能エネルギー法によって、再エネを進めている訳では無いです。一関市には、総合計画後期基本計画というのがございまして、太陽光の自然エネルギーの利用促進について記載されているという事でございまして。そして太陽光発電施設の新エネルギーにつきましては、令和3年3月に一関市が策定した一関市資源エネルギー循環型街づくりビジョンがあるみたいで、そこで、事業者、行政が連携して新たなエネルギー資源の受け口に努めるということをお定めているという事で今回の計画に至っているということになります。</p>
川村委員	<p>ありがとうございます。ということになりますとちょっとここから先は、個人的な意見感想として、お聞きいただければいいと思うんですけども、やっぱり森林にはその森林特有の機能があつて、それを取って全て伐って太陽光発電施設に変えるというようなことが、繰り返しこの林地保全部会の中でも話題になっていることですので、その森林審議会のメンバーとしてはですね、あまり嬉しい事業ではないというのがまず第一です。再生可能エネルギー電気を普及するっていうことは非常に大事なことだと思っておりますけれども、願わくは、すでにある公有の一関市の森林ですので、公の森林ですよね。そういった所は取って無くさずということをお考えいただきたいという思いはいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にはよろしいですか。お諮りをしたいと思いません。原案どおりの内容で御意見ございませんでしょうか。(各委員異議なし)では、御異議なしということで、林地保全部会といたしましては、原案での許可を可とすることといたします。審議事項は、以上となります。ここで事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>伊藤部会長には、議事進行して頂きまして、大変ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり、熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第1回岩手県森林審議会林地保全部会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。</p>